

# 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担額について

## 【答申案】

### 1 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用者負担額について

#### (1) 概要

- 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設等の利用者負担額については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担額の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めるものである。
- 具体的には、「保育認定を受けた子どもの利用者負担額」（保育所部分・地域型保育事業含む）及び「教育認定を受けた子どもの利用者負担額」（幼稚園部分）を定めることとなる。
- 事業者に支払う施設型給付費（運営費補助）については、「公定価格－利用者負担額」とされており、特に現行の幼稚園においては、市が定める利用者負担額が、新制度に移行するかしないかの判断材料の一つとなる。
- また、利用者（保護者）においても利用申込みをする際の判断材料の一つとなるものであるため、事業者及び利用者（保護者）に対して事前に周知することで、新制度の施行に向けた円滑な移行を進め、子育てにやさしいまち八王子の実現に向けて邁進していただきたい。

#### (2) 利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

##### ●保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育所部分・地域型保育事業含む）

- ① 標準時間と短時間の2つの区分設定
- ② 認定こども園・地域型保育は直接徴収となる点を勘案し階層区分は単純化
- ③ 国基準の第3、4階層に対応する階層の負担軽減を拡充
- ④ 応能負担割合が低くなっている階層については一定程度の適正化
- ⑤ 国基準の第8階層に対応する上位階層の新設

##### ●教育認定を受けた子どもの利用者負担額（幼稚園部分）

- ① 給食費を実費徴収している点に留意
- ② 低所得世帯に対する実費徴収に係る補足給付を実施

##### ●共通

- ① 現行の利用者負担額の水準を基本
- ② 両者のバランスを考慮